



平成26年4月30日

各 位

会社名 株式会社エンプラス
代表者名 代表取締役社長 横田 大輔
(コード番号 6961 東証第一部)
問合せ先 取締役兼専務執行役員経営企画管理本部長
酒井 崇
(TEL. 048-253-3131)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年4月30日開催の取締役会において、平成26年6月27日開催予定の当社第53回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条第1項の規定により、定款第29条（社外取締役の責任免除）の規定を新設するものです。なお、定款第29条の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	平成26年6月27日
定款変更の効力発生日	平成26年6月27日

以 上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第28条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条～第36条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第37条～第41条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第20条～第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(社外取締役の責任免除)</u></p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第30条～第37条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第38条～第42条 (現行どおり)</p>